

平成14年9月25日
企業会計基準委員会

企業会計基準第2号

「1株当たり当期純利益に関する会計基準」

企業会計基準適用指針第4号

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」 の公表

公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成13年の商法改正における自己株式の取得及び保有規制の見直し、種類株式制度の見直し、新株予約権及び新株予約権付社債の導入などを契機として、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定方法について検討してまいりましたが、平成14年9月20日の第20回企業会計基準委員会で標記の企業会計基準及び適用指針（以下「本会計基準等」という。）を承認しましたので公表いたします。

本会計基準等につきましては、平成14年7月25日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で、公表するに至ったものです。

以 上

本会計基準等の概要

適用範囲

- 財務諸表において、1株当たり当期純利益若しくは潜在株式調整後1株当たり当期純利益又は1株当たり純資産額を開示するすべての場合に適用する。

1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算式

$$\begin{aligned} \text{1株当たり当期純利益} &= \frac{\text{普通株式に係る当期純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数}} \\ &= \frac{\text{損益計算書上の当期純利益} - \text{普通株主に帰属しない金額}}{\text{普通株式の期中平均発行済株式数} - \text{普通株式の期中平均自己株式数}} \\ \text{潜在株式調整後} \\ \text{1株当たり当期純利益} &= \frac{\text{普通株式に係る当期純利益} + \text{当期純利益調整額}}{\text{普通株式の期中平均株式数} + \text{普通株式増加数}} \end{aligned}$$

1株当たり当期純利益の算定

普通株式（及び普通株式と同等の株式）について

- 分子
損益計算書上の当期純利益から控除する「普通株主に帰属しない金額」には、利益処分による優先配当額、利益処分による役員賞与金等が含まれる。
- 分母
普通株式の期中平均株式数は、発行済株式数から自己株式数を控除して算定する。
- 普通株式と同等の株式（普通株式より利益配当請求権が優先的ではなく、かつ、普通株式の利益配当請求権とは異なる内容の利益配当請求権に基づく金額が、予め定められた方法により算定できない株式）
普通株式数と普通株式と同等の株式数を合計して1株当たり当期純利益を算定する。

普通株式以外の株式について（いわゆる2種方式の採用）

- 非転換型の参加型株式が存在する場合
- 優先的ではないが異なる利益配当請求権を有する株式（非参加型の子会社連動株式（いわゆるトラッキング・ストック）や非転換型の配当劣後株式等）が存在する場合
普通株式に係る1株当たり当期純利益とともに、普通株式以外の株式に係る1株当たり当期純利益として算定し開示する。
ただし、当該普通株式以外の株式が、証券取引所へ上場（これに準じるものを含む。）されていない場合で、重要性が乏しいときには、当該株式に係る1株当たり当期純利益を算定し開示しないことができる。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定

- 潜在株式（ 1 ）が希薄化効果（ 2 ）を有する場合、潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定する。
 - 1 潜在株式
その保有者が普通株式を取得することができる権利若しくは普通株式への転換請求権又はこれらに準じる権利が付された証券又は契約をいい、例えば、ワラントや転換証券が含まれる。
 - 2 希薄化効果
潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算定した潜在株式調整後1株当たり当期純利益が、1株当たり当期純利益を下回る場合に、当該潜在株式は希薄化効果を有するものとする。
- 潜在株式が複数存在する場合は、最大希薄化効果を反映した潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定する。
- 以下の場合は、その旨を開示し、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の開示は行わない。
 - 潜在株式が存在しない場合
 - 潜在株式が存在しても希薄化効果を有しない場合
 - 1株当たり当期純損失の場合

ワラント（新株予約権、勤務を条件とするストック・オプション等）が存在する場合

- 各々のワラントが希薄化効果を有する場合、自己株式方式（ 3 ）により算定された普通株式増加数を、普通株式の期中平均株式数に加える。
 - 3 自己株式方式
期中平均株価が行使価格を上回る場合、期首又は発行時にワラントが行使されたと仮定し、また、行使による入金額は、期中平均株価にて自己株式の買受に用いたと仮定して普通株式増加数を算定する。

転換証券（一括法で処理されている新株予約権付社債や転換予約権付株式等）が存在する場合

- 各々の転換証券が希薄化効果を有する場合、転換仮定方式（ 4 ）により算定された当期純利益調整額（ 5 ）を普通株式に係る当期純利益に加え、また、普通株式増加数を普通株式の期中平均株式数に加える。
 - 4 転換仮定方式
1株当たり当期純利益が、転換証券に関する増加普通株式1株当たり当期純利益調整額を上回る場合、転換証券が期首に転換されたと仮定する。この結果、転換証券は当期に存在しなかったものとみなす。
 - 5 当期純利益調整額 = 転換負債に係る当期の支払利息等 - 税額相当額

条件付発行可能普通株式が存在する場合

- 条件付発行可能普通株式とは、特定の条件（ただし、単に時間の経過により条件が達成される場合を除く。）を満たした場合に普通株式を発行することとなる証券又は契約をいう。
- 希薄化効果を有する条件付発行可能普通株式が期末までに条件を満たさないが、期末を条件期間末としたときに当該条件を満たす場合は、すべて行使されたと仮定して算定した普通株式増加数を、普通株式の期中平均株式数に加える。

条件付発行可能潜在株式が存在する場合（一定の利益水準の達成を条件とするストック・オプション等）

- 条件付発行可能潜在株式とは、特定の条件（ただし、単に時間の経過により条件が達成される場合を除く。）を満たした場合に潜在株式を発行することとなる証券又は契約をいう。
- 希薄化効果を有する条件付発行可能潜在株式が期末までに条件を満たさないが、期末を条件期間末としたときに当該条件を満たす場合は、潜在株式に含めて算定した普通株式増加数を、普通株式の期中平均株式数に加える。

中間会計期間の取扱い

- 中間会計期間を一会計期間とみて、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に準ずるものとする。

1株当たり純資産額の算定

$$1 \text{株当たり純資産額} = \frac{\text{資本の部の合計額} - \text{控除する金額 (6)}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$

6 控除する金額

新株式払込金又は新株式申込証拠金

自己株式払込金又は自己株式申込証拠金

普通株式よりも利益配当請求権又は残余財産分配請求権が優先的な株式の発行金額

当期に係る利益処分による社外流出項目であって普通株主に帰属しない金額

開示等

- 株式併合又は株式分割の取扱い
 - 当期に株式併合又は株式分割が行われた場合には、
 - 当期の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、当期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定する。
 - 前期の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、前

期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定し、株式併合又は株式分割が行われた旨とともに注記する。

当期の貸借対照表日後、株式併合又は株式分割が行われた場合には、重要な後発事象として取り扱い、株式併合又は株式分割の影響を反映した前期及び当期の1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を、株式併合又は株式分割が行われた旨とともに注記する。

- 財務諸表において、1株当たり当期純利益又は潜在株式調整後1株当たり当期純利益を開示する場合には、算定上の基礎を注記する。算定上の基礎には以下が含まれる。

損益計算書上の当期純利益、1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益及びこれらの差額（普通株主に帰属しない金額）の主要な内訳
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数の種類別の内訳

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益調整額及び普通株式増加数の主要な内訳

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要

適用時期

- 平成14年4月1日以後開始する（中間）会計期間に係る（中間）財務諸表等から適用する。
- 最初に適用する（中間）財務諸表等において、開示する額は次の 又は の方法による。
前（中間）会計期間に係る（中間）財務諸表等において採用していた方法により算定した当（中間）期の1株当たりの（中間）純利益、潜在株式調整後1株当たり（中間）純利益及び1株当たり純資産額
本会計基準を適用して算定した前（中間）期の1株当たり（中間）純利益、潜在株式調整後1株当たり（中間）純利益及び1株当たり純資産額
- 平成14年4月1日前に開始する（中間）会計期間に係る（中間）財務諸表等から適用することができる。この場合には、その旨を注記する。

以上

(参考) 従来の方法との主な相違

1株当たり当期純利益の算定

1. 分子

	従来の方法	本会計基準等
分子に用いる利益	当期純利益	普通株式に係る当期純利益
利益処分による優先配当額取扱い	控除しないことも、控除することも可	控除する
利益処分による役員賞与金の取扱い	(特段の定めなし)	控除する

2. 分母

	従来の方法	本会計基準等
当期に株式併合や株式分割が行われた場合	行われた時点以降の期間に反映させる方法と、期首に行われたと仮定する方法のいずれも可	期首に行われたと仮定する
普通株式と同等の株式が存在する場合	(特段の定めなし)	普通株式数と普通株式と同等の株式数を合計する

3. その他

	従来の方法	本会計基準等
非転換型の参加型株式や、優先的ではないが異なる利益配当請求権を有する株式が存在する場合	(特段の定めなし)	普通株式1株当たり当期純利益とともに、普通株式以外の株式の1株当たり当期純利益として算定し開示する(いわゆる2種方式の採用)

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定

	従来の方法	本会計基準等
算定の目的	(特段の定めなし)	普通株主に関する一会計期間における企業の成果を示し、投資家の的確な投資判断に資する情報を開示すること
潜在株式が複数存在する場合	最大希薄化効果のある値を計算する方法と、すべて一括して計算する方法のいずれも可	最大希薄化効果を反映したものを算定する
各潜在株式の考慮 (1) ワラント (新株予約権等)	以下の手順による 希薄化効果をもつ場合(期中平均株価 > 行使価格)、期末に行使され普通株式を発行したと仮定 ・期中に発行された場合は発行時から ・期中に行使・消滅した場合は期末残高について 行使による入金額は、期中の平均株価で普通株式を購入するために用いたと仮定する 加算株式数を分母に加える	以下の手順(自己株式方式)による 希薄化効果をもつ場合(期中平均株価 > 行使価格)、期首に行使され普通株式を発行したと仮定する ・期中に発行された場合は発行時から ・期中に行使・消滅した場合は行使・消滅時まで 行使による入金額は、期中の平均株価で普通株式を購入するために用いたと仮定する 普通株式増加数を分母に加える

<p>(2) 転換証券 (一括法で処理されている新株予約権付社債や転換予約権付株式等)</p>	<p>以下の手順による 希薄化効果をもつ場合、当期の支払利息等(税額相当額控除後)を分子から控除する</p> <p>期首に転換され普通株式を発行したと仮定し、調整株式数を分母に加える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期中に発行された場合は発行時から ・期中に転換した場合は転換時まで 	<p>以下の手順(転換仮定方式)による 希薄化効果をもつ場合、当期の支払利息等(法定実効税率に基づく税額相当額控除後)を分子から控除する</p> <p>期首に転換され普通株式を発行したと仮定し、普通株式増加数を分母に加える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期中に発行された場合は発行時から ・期中に転換した場合は転換時まで
<p>(3) 条件付発行可能普通株式</p>	<p>(特段の定めなし)</p>	<p>希薄化効果を有する場合、期末までに条件を満たさないが、期末を条件期間末としたときに当該条件を満たす場合は、すべて行使されたと仮定して普通株式増加数を算定する</p>
<p>(4) 条件付発行可能潜在株式</p>	<p>(特段の定めなし)</p>	<p>希薄化効果を有する場合、期末までに条件を満たさないが、期末を条件期間末としたときに当該条件を満たす場合は、潜在株式に含めて、普通株式増加数を算定する</p>
<p>(5) 子会社又は関連会社の発行する潜在株式</p>	<p>親会社の連結上の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の計算に、反映させる方法と、反映させない方法のいずれも可</p>	<p>親会社の連結上の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の計算に反映させる</p>

開示

	従来の方法	本会計基準等
<p>株式併合や株式分割が当期に行われた場合</p> <p>当期の貸借対照表日後に行われた場合</p>	<p>(特段の定めなし)</p> <p>(特段の定めなし)</p>	<p>前期の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、前期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定した額を注記する</p> <p>重要な後発事象として取り扱い、株式併合又は株式分割の影響を反映した前期及び当期の1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を、株式併合又は株式分割が行われた旨とともに注記する</p>
<p>追加的な開示</p>	<p>(特段の定めなし)</p>	<p>1株当たり当期純利益又は潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎を注記する。</p>